

青年部指導ノ旨

三 暴徒取締令頒布ノ旨 (第一指一書)

(四) 自主防衛隊令頒布ノ旨 (第一指一書)

二 帝國立憲ニ關スル旨

一 大業以て國權ヲニ守ル旨

案ハ

公ニ對シテ各ニ關シテ要水ニテスノ方針ヲ定メ、當レテ警備公ニ對シテ  
ハ、國ニ對シテ要水ニテスノ方針ヲ定メ、當レテ警備公ニ對シテ

三 全國各都府縣ニ關スル旨

二 土木建築業ニ關スル旨

一 國權伸張ニ關スル旨

委員會ハ、國權伸張ニ關スル旨

青島委員會報告 山口女子師範校

青島委員會報告

附屬法人協同會大阪支店

本國產業別整理ニ關スル件

六 反戰運動ニ關スル件

青島委員會ハ、此中第四號議案ニ於テ各地方青年部ニ統轄指導スル爲  
本部ニ青年部ヲ設ケ部長ヲ設ケ隨時テ一ゼヲ發表スルコトヲ決定  
シ、他ル以外總テ原案ノ通り可決確定ヲシテ報告シ、質問討論ナク  
承認ヲ得タルヲ以テ、

一、宣傳闘争ニ關スル件

現在ノ陸上組合デ内容外觀ヲ備ヘテ居ルノハ、我ガ全國勞動ダケデ  
其數ハ五万デアルガ然シ全勞動者數ガ四百方ト稱セラレテ居ルノ  
デアルカラ吾ガ組合ニ宣傳ノ方法技術ヲウマクヤレバ百万人ノ組  
合員ヲ得ルコトハ必ラ出ルト考ヘルハ、ソノデゾノ宣傳方法ヤ  
技術ニ就テ、慎重ニ研究スル必要ガアルト思フ。實行方法トシテハ  
先ゾ本年度ハ倍加運動ヲオスユトシ、各地方ニ組合ニ支部等ニ宣  
傳闘争委員會ヲ設ケ本部ニモ委員會ヲ設ケテ具體的措置ヲ出ス